

資料編

目 次

資料－1	福生市防災会議委員名簿	249
資料－2	福生市防災会議条例	250
資料－3	福生市災害対策本部条例	252
資料－4	福生市災害対策本部条例施行規則	253
資料－5	福生市災害等緊急対策会議設置要綱	256
資料－6	災害応急対策に使用する計画のある車両関係	258
資料－7	防災行政無線（固定系）屋外子局設置箇所	260
資料－8	指定避難所・福祉避難所・一時避難場所・広域避難場所一覧	262
資料－9	災害用備蓄倉庫一覧	266
資料－10	自主防災倉庫	267
資料－11	災害時給水ステーション	267
資料－12	緊急輸送道路図	268
資料－13	ヘリコプター発着予定地	269
資料－14	要配慮者利用施設一覧	270
資料－15	協定関係	274
資料－16	被害状況等報告基準	278
資料－17	災害救助法による救助の内容等	280
資料－18	り災証明書	284
資料－19	被災届出受理証	285
資料－20	多摩川重要水防箇所	286
資料－21	土砂災害警戒区域	287
資料－22	注意報・警報等の種類・発表基準	288

資料一 1 福生市防災会議委員名簿

令和6年2月1日現在

	職 名	役職
1	福生市長	会長
2	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長	委員
3	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長	委員
4	東京都西多摩建設事務所副所長兼庶務課長	委員
5	東京都西多摩保健所長	委員
6	東京都水道局多摩水道改革推進本部あきる野給水事務所長	委員
7	警視庁福生警察署長	委員
8	東京消防庁福生消防署長	委員
9	福生市副市長	委員
10	福生市総務部長	委員
11	福生市教育長	委員
12	福生市消防団長	委員
13	陸上自衛隊第1施設大隊長	委員
14	福生市医師会会長	委員
15	福生市歯科医師会代表	委員
16	福生市交通安全推進委員会会長	委員
17	福生警察署管内防犯協会代表	委員
18	公立福生病院院長	委員
19	目白第二病院院長	委員
20	東日本旅客鉄道株式会社拝島駅長	委員
21	武陽ガス株式会社代表取締役社長	委員
22	東日本電信電話株式会社東京事業部東京西支店長	委員
23	東京電力パワーグリッド株式会社立川支社長	委員
24	西多摩運送株式会社代表取締役会長	委員
25	公益社団法人東京都柔道整復師会西多摩支部福生地区長	委員
26	日本郵便株式会社あきる野郵便局長	委員
27	福生市社会福祉協議会会長	委員
28	自主防災組織代表	委員
29	福生防災女性の会代表	委員
30	福生市消防団女性消防団員	委員

資料一 2 福生市防災会議条例

昭和 39 年 11 月 2 日条例第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、福生市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 福生市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 福生市長（以下「市長」という。）の諮問に応じて福生市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 東京都の知事の部内の職員
 - (3) 警視庁の警察官
 - (4) 東京消防庁の消防吏員
 - (5) 市長の部内の職員
 - (6) 福生市教育委員会の教育長
 - (7) 福生市消防団の消防団長
 - (8) 自衛隊の自衛官
 - (9) 指定公共機関、指定地方公共機関又は公共的団体の役員又は職員
 - (10) 自主防災組織を構成する者
 - (11) 学識経験のある者
 - (12) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者
- 6 前項の委員の総数は、30 人以内とする。
- 7 第 5 項第 9 号から第 12 号までの委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、福生市の職員、関係指定公共機関の役員又は職員、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任される。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 31 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 6 日条例第 10 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 22 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の福生市防災会議条例の規定により任命又は指名されている福生市防災会議の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、この条例による改正後の福生市防災会議条例の規定により委嘱又は任命されている福生市防災会議の委員とみなす。

資料－3 福生市災害対策本部条例

昭和 39 年 11 月 2 日 条例第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、福生市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の組織)

第 2 条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、市規則で定める。

(職務)

第 3 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料一 4 福生市災害対策本部条例施行規則

昭和 47 年 9 月 14 日 規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福生市災害対策本部条例（昭和 39 年条例第 42 号。以下「条例」という。）

第 2 条及び第 4 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(本部長室の所掌事務)

第 2 条 本部長室は、次の事項について福生市災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢の発令及び解除に関する事。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 避難情報の発令及び誘導に関する事。
- (4) 東京都、他区市町村その他の公共機関に対する機宜の対策又は応援の要請に関する事。
- (5) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- (6) 部長会議の招集に関する事。
- (7) 災害救助法の適用要請に関する事。
- (8) 自衛隊の派遣要請に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。

(本部長室の構成)

第 3 条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第 4 条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

(本部員)

第 5 条 本部員は、福生市庁議等に関する規則（昭和 51 年規則第 20 号）第 2 条第 1 号に規定する部長、総務部防災危機管理課長、会計管理者及び消防団長をもって充てる。

2 前項に掲げる者のほか、本部長は必要があると認めるときは、福生市職員のうちから本部員を指名することができる。

(部の名称及び分掌事務)

第 6 条 条例第 2 条第 1 項の部の名称及び分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

2 条例第 2 条第 2 項の部長及び同条第 3 項の部に属すべき本部の職員は、別表第 2 のとおりとする。

3 前 2 項に定める者のほか、部の編成について必要な事項は、部長が定める。

(部長会議)

第 7 条 本部長は災害対策の推進を図るため必要があると認めるときは、部長会議を招集する。

(協力態勢の確立)

第 8 条 部長は、担当の分掌事務について福生市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、必要に応じ、あらかじめ関係機関又は関係団体と協議し、災害応急対策が迅速かつ適確に行われるよう協力態勢を確立しておかなければならない。

(職員の動員)

第 9 条 部長は、防災計画に定める非常配備態勢に応じて、動員する職員をあらかじめ定めておかなければならない。

(職員の服務)

第 10 条 本部の職員は、本部が設置されたときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に災害に関する情報及び本部からの指示に注意すること。
- (2) 非常配備態勢が発令されたとき又は通信が途絶したときは、災害の状況を自ら判断し、万難を排して進んで本部に参集すること。
- (3) 勤務場所を離れた場合においては、常に自己の所在を明らかにし、進んで上司に連絡をとること。
- (4) 正規の勤務時間が経過しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
- (5) 自らの言動により、住民に不安を与え、又は誤解を招くことのないよう特に留意すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 4 月 1 日規則第 33 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 10 月 6 日規則第 35 号）

この規則は、福生市組織条例の一部を改正する条例（昭和 59 年条例第 24 号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 6 月 5 日規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 31 日規則第 27 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 30 日規則第 17 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日規則第 11 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日規則第 28 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 23 日規則第 23 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 26 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 20 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 23 日規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 21 号抄）

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日規則第 10 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日規則第 21 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日規則第 12 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日規則第 19 号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月26日規則第5号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 省略

資料－５ 福生市災害等緊急対策会議設置要綱

平成 13 年 11 月 16 日決定

（目的）

第 1 条 この要綱は、福生市災害対策本部条例（昭和 39 年条例第 42 号）に基づく福生市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）設置以前の災害等に対する緊急対策活動及び災害防止活動を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の定義）

第 2 条 この要綱において災害等とは、自然災害のほか、大規模事故、大火災及び爆発並びに市全体に甚大な影響や危険を及ぼすことが想定される事象をいう。

（設置）

第 3 条 福生市災害等緊急対策会議（以下「緊急対策会議」という。）は、緊急対策を実施する必要があると認めたとときに設置する。

2 緊急対策会議議長（以下「議長」という。）には、副市長をもって充てる。

3 緊急対策会議副議長（以下「副議長」という。）には、教育長をもって充てる。

（議長の職務）

第 4 条 議長は、緊急対策会議を招集し、かつ、総理する。

2 議長は、緊急対応の重要な事項について指示し、又は調整を行う。

3 議長は、災害等の状況によって関係職員及び防災・防犯等の関係者の出席を求めることができる。

（副議長の職務）

第 5 条 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（組織）

第 6 条 緊急対策会議には、次の組織を置く。

（1）緊急対策会議部

（2）緊急対応班

2 緊急対策会議部は、福生市庁議等に関する規則（昭和 51 年規則第 20 号）第 2 条第 1 号に規定する部長、企画財政部主幹（公共施設担当）、企画財政部秘書広報課長、総務部防災危機管理課長及び消防団長その他必要に応じて議長が認める者をもって構成する。

3 緊急対応班の構成は、必要に応じて議長が決定する。

（態勢）

第 7 条 議長は、災害等の状況により次の態勢をとることができる。

（1）警戒態勢

（2）情報連絡態勢

（情報収集及び広報）

第 8 条 情報収集の総括は、総務部防災危機管理課防災危機管理係が行うものとする。

2 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、災害等に関する情報を受けた職員は、総務部防災危機管理課防災危機管理係まで速やかに連絡するものとする。

3 広報活動は、企画財政部秘書広報課が行うものとする。

（建議）

第 9 条 緊急対策会議は、必要に応じて災害対策本部の設置を市長に建議することができる。

（解散）

第 10 条 緊急対策会議は、災害対策本部が設置された場合又はその災害等が終息した場合は、解散する。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日要綱第 28 号）
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日要綱第 30 号）
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日要綱第 21 号）
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 21 日要綱第 6 号）
この要綱は、令和 6 年 2 月 21 日から施行する。

資料－6 災害応急対策に使用する計画のある車両関係

【車両一覧表】

車両名	車両の形状	車両番号				所管課
ヴェルファイア	ステーションワゴン	八王子	301	そ	468	秘書広報課
セレナ	消防車	八王子	800	さ	6574	防災危機管理課
キャラバン	バン	八王子	400	そ	9004	防災危機管理課
エルフ	消防車	八王子	830	さ	2301	防災危機管理課
エルフ	消防車	八王子	830	さ	2302	防災危機管理課
エルフ	消防車	八王子	830	す	2303	防災危機管理課
エルフ	消防車	八王子	830	さ	2304	防災危機管理課
エルフ	消防車	八王子	830	す	2305	防災危機管理課
デリカ	消防車	八王子	830	さ	2307	防災危機管理課
クラウン	箱型	八王子	300	た	7318	契約管財課
プリウス	箱型	八王子	300	め	1672	契約管財課
フィット	ステーションワゴン	八王子	501	つ	8874	契約管財課
エスティマ青	ステーションワゴン	八王子	300	む	8225	契約管財課
エスティマ銀	ステーションワゴン	八王子	300	む	8226	契約管財課
パートナー	バン	八王子	400	す	144	契約管財課
キャリイ	キャブオーバ	八王子	480	こ	6619	契約管財課
エブリイ	バン	八王子	480	く	577	契約管財課
プロボックス	バン	八王子	400	す	8438	契約管財課
エブリイ	バン	八王子	480	く	578	契約管財課
ミラ	箱型	八王子	40	て	9189	契約管財課
エブリイ	バン	八王子	480	さ	585	契約管財課
エブリイ	バン	八王子	480	く	579	契約管財課
デュトロ	ダンプ	八王子	400	ち	327	契約管財課
PHVプリウス	箱型	八王子	301	つ	4423	契約管財課
リーフ	箱型	八王子	300	る	6577	契約管財課
エブリイ	バン	八王子	480	こ	2873	契約管財課
エブリイ	バン	八王子	480	さ	7493	契約管財課
エブリイ	バン	八王子	480	く	7002	契約管財課
エブリイ	バン	八王子	480	く	576	環境政策課
リーフ	箱型	八王子	300	る	6578	環境政策課
ミニキャブ	バン	八王子	480	え	2034	環境政策課
キャリー	キャブオーバ	八王子	480	き	4683	ごみ減量対策課
キャリー	キャブオーバ	八王子	480	い	7928	ごみ減量対策課
ワゴンアール	箱型	八王子	580	う	1453	障害福祉課
サクシード	バン	八王子	400	す	3111	健康課
エブリイ	バン	八王子	480	け	3098	健康課
ミラ	箱型	八王子	580	ま	822	こども家庭センター課
ワゴンアール	箱型	八王子	580	あ	7169	こども家庭センター課
エブリイ	道路作業車	八王子	880	あ	1422	道路下水道課
キャリー	キャブオーバ	八王子	480	か	3865	道路下水道課
プリウス	箱型	八王子	300	も	2271	道路下水道課
ミニローダー	小型特殊自動車	特 267				道路下水道課
キャンター	ダンプ	八王子	400	ち	2303	道路下水道課
エブリイ	バン	八王子	480	あ	3365	道路下水道課
エブリイ	バン	八王子	480	こ	2156	道路下水道課

車両名	車両の形状	車両番号				所管課
キャンター	バン	八王子	100	す	4591	学務課
キャンター	バン	八王子	100	す	4592	学務課
キャンター	バン	八王子	100	す	4593	学務課
キャンター	バン	八王子	100	す	4594	学務課
キャンター	バン	八王子	100	す	4595	学務課
キャンター	バン	八王子	100	す	4596	学務課
リーフ	箱型	八王子	301	た	1751	学務課
e-NV200	バン	八王子	100	す	4575	学務課
e-NV200【保冷架装】	バン	八王子	100	す	4587	学務課
e-NV200【保冷架装】	バン	八王子	100	す	4588	学務課
サクラ	ステーションワゴン	八王子	581	え	2646	教育支援課
タウンエース	バン	八王子	400	せ	7717	スポーツ推進課
ライトエース	キャブオーバ	八王子	400	そ	3446	スポーツ推進課
スポーツトラクター	小型特殊自動車	A010923				スポーツ推進課
サクラ	ステーションワゴン	八王子	581	え	2647	公民館
エブリイ	バン	八王子	480	く	7003	松林会館
ミラ	箱型	八王子	40	て	9191	白梅会館
エブリイ	バン	八王子	480	え	7339	図書館
サクラ	ステーションワゴン	八王子	581	え	2648	図書館
ハイエース	キャブオーバ	八王子	400	た	140	図書館
エブリイ	バン	八王子	480	こ	5487	図書館

※「車体の形状」については自動車検査証に記載のもの

資料一 7 防災行政無線（固定系）屋外子局設置箇所

番号	設置場所名称	設置地番
1	東京都水道局福生武蔵野台給水所	武蔵野台 2-32-1
2	福生第六小学校	加美平 1-9-1
3	加美平西公園	加美平 3-26
4	福生市保健センター	福生 2125-3
5	柳通り付近	福生 965
6	第五分団車庫	福生 1162-9
7	原ヶ谷戸どんぐり公園	福生 2318-1
8	第7フラワーハイツ	福生 789-2
9	福生市民会館	福生 2455-3
10	熊牛会館	熊川 905-9
11	かやと橋付近	志茂 5-1
12	福生第七小学校	北田園 1-1-1
13	福生市中央体育館	北田園 2-9-1
14	都営熊川アパート緑地（八高線脇）	熊川 1420-12
15	武蔵野橋公園	熊川 1395-8
16	第一分団車庫	熊川 198-2
17	明神下公園	南田園 1-12-1
18	福東会館	熊川 1662-7
19	福生第二小学校	熊川 620-4
20	福生第四小学校	福生 1290-1
21	福生市役所	本町 6-1
22	熊川団地公園	熊川 95-35
23	熊川地域体育館	熊川 380-7
24	福東グラウンド	熊川 1610-2
25	市民会館駐車場	熊川 1076-11
26	富士見公園	南田園 2-12-1
27	志茂二睦会館	志茂 178-2
28	永田橋脇	福生 3229-2
29	横田交番	福生 2212-7
30	武蔵野台東公園	武蔵野台 1-14
31	福生第二中学校	加美平 1-22-3
32	東福生駅	武蔵野台 1-1-32
33	牛一会館	牛浜 83
34	福生第一小学校	福生 1055-1
35	福生第五小学校	南田園 1-2-2
36	玉川台自主防災倉庫脇	熊川 1412-46
37	フレンドシップパーク	福生 2352-21
38	福生市営競技場	福生 3232-18
39	福生第一中学校	熊川 845-1
40	加美平南公園	加美平 3-10
41	目白第二病院付近	福生 1974-13
42	武蔵野台第一児童遊園	武蔵野台 1-22-52
43	加美平北公園	加美平 2-12
44	天神児童遊園	福生 1687-1
45	中福生公園	福生 518-2
46	牛二公園	福生 2472-11
47	福生第三小学校	牛浜 162-2
48	福栄ミレニアムパーク	熊川 1143-1
49	桜公園	南田園 3-15-1
50	都立多摩工科高等学校	熊川 215-1

番号	設置場所名称	設置地番
51	福生駅東口（屋外文字表示盤）	東町 20
52	福生駅西口公園（屋外文字表示盤）	福生 773-13
53	拝島駅北口（屋外文字表示盤）	熊川 1697-29
54	牛浜駅東口公園（屋外文字表示盤）	牛浜 126-6

※設置地番は公図上の設置地点のものであり、各施設の代表住所とは異なる場合がある。

資料一 8 指定避難所・福祉避難所・一時避難場所・広域避難場所一覧

指定避難所

No.	避難所名称	所在地	面積 (㎡)	基本収 容人員 (人)	最大収容 人員 (人) 《参考》	電話番号
						災害時特設公 衆電話回線数
1	福生第一小学校	福生1055	523	238	882	551-3542 5回線
2	福生第二小学校	熊川623	521	236	823	551-6141 5回線
3	福生第三小学校	牛浜162	526	239	1,006	551-0257
4	福生第四小学校	福生1290	525	239	655	551-0840 5回線
5	福生第五小学校	南田園1-2-2	484	220	684	552-0256 5回線
6	福生第六小学校	加美平1-9-1	448	203	905	551-0752 5回線
7	福生第七小学校	北田園1-1-1	515	234	694	551-9304
8	福生第一中学校	熊川845	596	271	1,012	551-0373 5回線
9	福生第二中学校	加美平1-22-1	766	348	988	551-9601 5回線
10	福生第三中学校	南田園3-1-1	643	292	801	551-9302 5回線
11	都立福生高等学校	北田園2-11-3	2,490	1,131	1,131	552-5613 5回線
12	都立多摩工科高等学校	熊川215	2,782	1,264	1,264	551-0499 5回線
13	福生市中央体育館	北田園2-9-1	973	442	863	552-5511
14	熊川地域体育館	熊川380-7	813	369	395	552-1980
15	福生地域体育館	武蔵野台1-8-7	1,047	475	500	530-8811
16	福東会館	熊川1662-7	274	122	122	551-7993
17	防災食育センター	熊川1606-1	584	263	263	551-1344 5回線
合 計			14,510	6,586	12,988	

※面積は実際に使用可能な延床面積から、通路等として使用するためのスペース（延床面積の15%）を除いた面積

※学校の面積は、体育館の面積

※都立高校の面積は、「避難所等施設利用に関する協定書」及び「避難所等施設利用に関する協定に関する覚書」に基づく体育館及び格技棟の面積

※福生市中央体育館、熊川地域体育館、福生地域体育館の面積は、主たる競技場の面積

※福東会館の面積は、3階建て延床面積

※防災食育センターの面積は、研修室及び食育展示・見学ホールの延べ面積

※収容人員は、面積÷2.2㎡（1人当たりの避難面積）で算出

※最大収容人員は、使用可能な教室、特別教室、ランチルーム、会議室等を含めた面積から試算（都立高校を除く。）

協定に基づく福祉避難所

No.	施設名称	所在地	協定締結先	電話番号
1	サンシャインビラ	北田園 1-53-3	社会福祉法人福陽会	551-1703
2	第2サンシャインビラ	福生3244-10	〃	553-3701
3	ヨコタホーム	福生2300-4	社会福祉法人もくせい会	553-6633
4	ことぶき苑	北田園 1-56-1	社会福祉法人福寿会	539-2910
5	ユーアイビラ	南田園 1-10-3	医療法人社団永進会	539-7122
6	熊川病院	熊川154	医療法人社団豊寿会	553-3001
7	福生学園	熊川1600-2	社会福祉法人あすはの会	530-6961
8	ウイステリア福生	北田園 1-8-6	特定非営利活動法人三宝会	539-4181
9	オークスヘルパーステーション	福生2348-6	有限会社オークスプランニング	539-4180
10	F U S S A 地域福祉事業所 歩 っ歩	武蔵野台 2-3-20	特定非営利活動法人ワー カーズコープ	513-0355
11	ぶどうの木	福生1062-12 2階	株式会社ポラリス	513-3288
12	ぐみの木	福生1062-12 1階	一般社団法人トレイト	513-4191
13	グリーンオアシス	熊川738-4	特定非営利活動法人イン クルージョン推進機構	530-6800

※受入れに当たっては、障害支援区分5以上の知的障害者、強度行動障害者など、一般の避難所への避難に著しく支障のあるものを優先し、当該要配慮者の家族等の支援者の同伴を認めるものとする。

一時避難場所

No.	避難場所名称	所在地	有効面積 (㎡)	収容人員 (人)
1	福生第一小学校	福生1055	8,150.00	8,000
2	福生第二小学校	熊川623	6,469.00	6,000
3	福生第三小学校	牛浜162	7,840.00	7,000
4	福生第四小学校	福生1290	8,241.00	8,000
5	福生第五小学校	南田園1-2-2	8,946.00	8,000
6	福生第六小学校	加美平1-9-1	6,082.00	6,000
7	福生第七小学校	北田園1-1-1	11,990.00	11,000
8	福生第一中学校	熊川845	26,111.00	26,000
9	福生第二中学校	加美平1-22-1	12,322.00	12,000
10	福生第三中学校	南田園3-1-1	12,223.00	12,000
11	都立福生高等学校	北田園2-11-3	10,183.00	10,000
12	都立多摩工科高等学校	熊川215	7,715.00	7,000
13	加美平公園	加美平1-21	10,644.97	10,000
14	もくせい公園	福生2148-1	2,107.10	2,000
15	わらつけ公園	福生2151-12	3,811.63	3,000
16	福生公園	牛浜163	36,313.10	35,000
17	福東公園	熊川1620	23,250.30	23,000
18	明神下公園	南田園1-12-1	7,163.63	7,000
19	睦公園	熊川422-1	1,781.98	1,000
20	牛一公園	牛浜59-2	1,266.47	1,000
21	ひふみ公園	本町25-4	1,238.54	1,000
22	原ヶ谷戸児童公園	福生2250-11	2,587.65	2,000
23	フレンドシップパーク	福生2351-11	1,463.81	1,000
24	熊牛公園	熊川929-5	2,222.36	2,000
25	武蔵野台東公園	武蔵野台1-14	3,306.02	3,000
26	みずくらいど公園	熊川1359-1	7,073.61	7,000
27	福東少年野球場	熊川1608	7,432.70	7,000
28	福栄ミレニアムパーク	熊川1143-1	2,908.76	2,000
29	福東トモダチ公園	熊川1573-1	12,627.00	12,000
30	玉川上水緑地日光橋公園	熊川1386-1	13,551.32	13,000
合 計			267,022.95	253,000

※一時避難場所とは、災害発生時に一時的に避難する場所である。

※学校の面積は、校庭の面積

広域避難場所

No.	避難場所名称	所在地	有効面積 (㎡)	収容人員 (人)
1	多摩川緑地福生南公園	南田園 1 - 1 - 1	61,322.28	61,000
2	多摩川緑地福生柳山公園	北田園 2 - 8 - 2	19,108.87	19,000
3	多摩川緑地福生かに坂公園	福生1185-15	14,807.69	14,000
4	多摩川中央公園	北田園 1 先	65,705.98	65,000
	合 計		160,944.82	159,000

※広域避難場所とは、一時避難場所が大規模火災等で危険になった場合に避難する場所である（ただし水災害時は除く。）。

帰宅困難者一時滞在施設

No.	避難場所名称	所在地	利用可能面積 (㎡)	収容人員 (人)
1	防災食育センター	熊川 1606-1	584	263
2	福生市民会館	福生 2455	1,672	750
3	扶桑会館	本町 92-5	285	127

資料－9 災害用備蓄倉庫一覧

備蓄倉庫

備蓄庫名	所在地
わらつけ中央災害備蓄庫	福生 2303- 7
第 1 備蓄庫 (福生市消防団第一分団車庫)	熊川 198- 2
第 2 備蓄庫 (福生市消防団第二分団車庫)	熊川 710- 9
第 3 備蓄庫 (福生市消防団第三分団車庫)	志茂 219
第 4 備蓄庫 (福生市消防団第四分団車庫)	福生 1055- 1
第 5 備蓄庫 (福生市消防団第五分団車庫)	福生 1162- 9
ひふみ備蓄庫 (ひふみ公園内)	本町 25
福東トモダチ備蓄庫	福生市熊川 1573- 1
防災食育センター	熊川 1606- 1 (施設内)

避難所倉庫

避難所用備蓄倉庫	所在地
福生第一小学校	福生 1055
福生第二小学校	熊川 623
福生第三小学校	牛浜 162
福生第四小学校	福生 1290
福生第五小学校	南田園 1- 2- 2
福生第六小学校	加美平 1- 9- 1
福生第七小学校	北田園 1- 1- 1
福生第一中学校	熊川 845
福生第二中学校	加美平 1- 22- 1
福生第三中学校	南田園 3- 1- 1
福生市中央体育館	北田園 2- 9- 1
熊川地域体育館	熊川 380- 7
都立福生高等学校	北田園 2- 11
都立多摩工科高等学校	熊川 215
福東会館	熊川 1398- 45 (日光橋公園内)
福生地域体育館	武蔵野台 1- 8- 7
防災食育センター	熊川 1606- 1 (施設内)

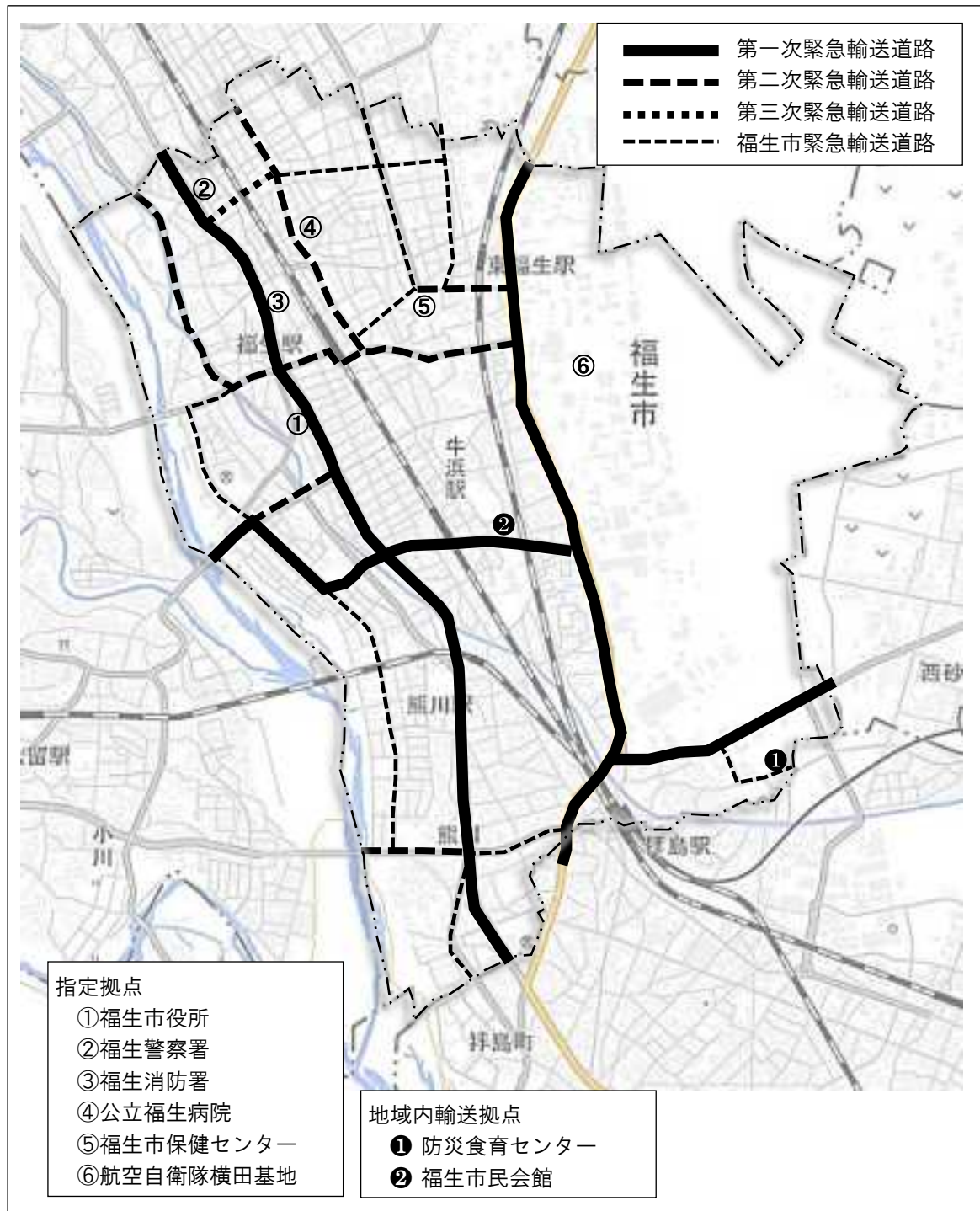
資料－10 自主防災倉庫

No.	地域自主防災倉庫	所在地	設置場所名称
1	福生熊川住宅地区自主防災倉庫	熊川 95	熊川住宅第7号棟北側
2	南地区自主防災倉庫	熊川 80－2	南会館
3	内出地区自主防災倉庫	熊川 198－2	福生市消防団第一分団車庫脇
4	武蔵野地区自主防災倉庫	熊川 1396	武蔵野会館
5	福東地区自主防災倉庫	熊川 1620	福東グラウンド
6	南田園一丁目地区自主防災倉庫	南田園 1－12－9	明神下公園
7	鍋ヶ谷戸第一地区自主防災倉庫	熊川 559－1	白梅会館
8	鍋ヶ谷戸第二地区自主防災倉庫	熊川 798	熊川駅東駐輪場隣
9	玉川台地区自主防災倉庫	熊川 1412－46	旧玉川台児童遊園
10	富士見台地区自主防災倉庫	熊川 1315	都営熊川アパート内集会所前
11	福栄地区自主防災倉庫	熊川 1325	都営熊川アパート 21号棟西側
12	熊川牛浜地区自主防災倉庫	熊川 929－5	熊牛公園
13	福生団地地区自主防災倉庫	南田園 3－3	福生団地 12号棟西側
14	南田園三丁目地区自主防災倉庫	南田園 3－15－1	桜公園
15	牛浜第一地区自主防災倉庫	牛浜 59	牛一公園
16	牛浜第二地区自主防災倉庫	牛浜 163	福生公園
17	原ヶ谷戸地区自主防災倉庫	福生 286－8	親和児童遊園
18	志茂第一地区自主防災倉庫	福生 412－2	中福生睦橋西側
19	志茂第二地区自主防災倉庫	志茂 73	志茂公園
20	本町第一地区自主防災倉庫	本町 25－4	ひふみ児童遊園
21	本町第六地区自主防災倉庫	福生 1028	本六会館
22	本町第七地区自主防災倉庫	福生 2148－1	もくせい公園
23	本町第八第一地区自主防災倉庫	武蔵野台 2－14－4	市営住宅緑地
24	本町第八第二地区自主防災倉庫	加美平 1－11	加美平東公園
25	武蔵野台一丁目地区自主防災倉庫	武蔵野台 1－14	武蔵野台東公園
26	福生加美平住宅地区自主防災倉庫	加美平 4－1－14	加美平住宅 14号棟北側
27	永田地区自主防災倉庫	福生 592	永田児童遊園
28	長沢地区自主防災倉庫	福生 1116	長沢クラブ
29	加美地区自主防災倉庫	福生 1280－1	わかざり会館
30	南田園二丁目地区自主防災倉庫	南田園 2－12	富士見公園
31	本町・本町中央地区自主防災倉庫	本町 92－1	福生駅西口駐車場

資料－11 災害時給水ステーション

名称	所在地	電話番号	有効貯水量
福生武蔵野台給水所	武蔵野台 2－32	551-2911	2,540 m ³
明神下公園震災対策応急給水槽	南田園 1-12-1		1,500 m ³

資料-12 緊急輸送道路図



地理院地図（国土電子 Web）を加工して作成

資料-13 ヘリコプター発着予定地

施設名	所在地	発着面積	適 否		
			小型	中型	大型
多摩川中央公園 (げんき広場)	北田園 1-17	92m×51m	○	○	×
多摩川緑地 福生南公園	南田園 1-1-1	117m×61m	○	○	×
加美平野球場	加美平 1-21	77m×64m	○	○	×
S&Dフィールド福生 (福生市営競技場)	福生 3232	115m×75m	○	○	×

※離着陸（発着）のため必要最小限度の地積

- ・大型ヘリコプター ……100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター …… 50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター …… 30m四方の地積

資料-14 要配慮者利用施設一覧

小・中学校

施設名	所在地	要避難地区・要避難範囲		
		浸水想定	土砂災害 警戒	土砂災害 特別警戒
福生第一小学校	福生 1055			
福生第二小学校	熊川 623			
福生第三小学校	牛浜 162			
福生第四小学校	福生 1290			
福生第五小学校	南田園 1-2-2	○	○	
福生第六小学校	加美平 1-9-1			
福生第七小学校	北田園 1-1-1	○	○	
福生第一中学校	熊川 845			
福生第二中学校	加美平 1-22-1			
福生第三中学校	南田園 3-1-1	○	○	

保育園・幼稚園・その他児童利用施設

施設名	所在地	要避難地区・要避難範囲		
		浸水想定	土砂災害 警戒	土砂災害 特別警戒
東福保育園	福生 209			
若葉保育園	熊川 1430			
加美平保育園	加美平 4-1-1			
福生杉ノ子保育園	志茂 47-3			
杉ノ子第二保育園	南田園 3-4-2	○		
杉ノ子第三保育園	熊川 373-1			
弥生保育園	加美平 3-37-13			
福生保育園	福生 1058-11			
すみれ保育園	福生 959-8			
福生本町保育園	福生 2143-11			
熊川保育園	熊川 597-1			
わらべつくし保育園	南田園 1-4-12	○		
牛浜こども園	牛浜 121-4			
ありんこ保育園	加美平 1-17-7			
ちやいれつく福生駅前保育園	東町 4-8			
リトルベアインターナショナルスクール	南田園 2-16-12-101	○		
牛浜幼稚園	熊川 960			
聖愛幼稚園	熊川 490			
清岩院幼稚園	福生 509			
福生多摩幼稚園	福生 1276			
田園児童館	南田園 3-6-1	○		
武蔵野台児童館	武蔵野台 1-12-2			
熊川児童館	熊川 1143-1 都営熊川アパート 23号棟1階			

施設名	所在地	要避難地区・要避難範囲		
		浸水想定	土砂災害警戒	土砂災害特別警戒
武蔵野台クラブ	武蔵野台1-12-2 武蔵野台児童館内			
たんぽぽクラブ	熊川 599-1 白梅会館内			
臨時第2たんぽぽクラブ	熊川 623 福生第二小学校内			
熊川クラブ	熊川 1143-1 熊川児童館内			
臨時さくらクラブ	牛浜 162 福生第三小学校内			
わかぎりクラブ	福生 1280-1 わかぎり会館内			
わかたけクラブ	熊川 199-1 わかたけ会館内	○		
亀の子クラブ	加美平 1-20-6 かえで会館内			
臨時第2亀の子クラブ	加美平 1-9-1 福生第六小学校内			
田園クラブ	南田園 3-6-1 田園児童館内	○		
臨時第2田園クラブ	北田園 1-1-1 福生第七小学校内	○		
一小ふっさっ子の広場	福生 1055 福生第一小学校内			
二小ふっさっ子の広場	熊川 623 福生第二小学校内			
三小ふっさっ子の広場	牛浜 162 福生第三小学校内			
四小ふっさっ子の広場	福生 1290 福生第四小学校内			
五小ふっさっ子の広場	南田園 1-2-2 福生第五小学校内	○	○	
六小ふっさっ子の広場	加美平 1-9-1 福生第六小学校内			
七小ふっさっ子の広場	北田園 1-1-1 福生第七小学校内	○	○	
子ども応援館	北田園 2-5-7	○		

病院

施設名	所在地	要避難地区・要避難範囲		
		浸水想定	土砂災害警戒	土砂災害特別警戒
公立福生病院	加美平 1-6-1			
熊川病院	熊川 154			
大聖病院	福生 871			
目白第二病院	福生 1980			

障害者福祉施設等

施設名	所在地	要避難地区・要避難範囲		
		浸水想定	土砂災害警戒	土砂災害特別警戒
福祉センター	南田園 2-13-1	○		
地域活動支援センター ハッピーウイング	東町 6-8 MEビル 3階			
障害者就業・生活支援センター けるん	本町 94-9 山本ビル 1階			
ヨコタヘルパーステーション	福生 2300-4			
ショートステイ・とまるーよ	南田園 3-14-6 -2F	○		
福生学園・あらたま寮	熊川 1600-2			
はっぴい	南田園 2-13-1 福祉センター内	○		
れんげ園	南田園 3-6-1	○	○	
障害者生活介護通所施設 せせらぎ	熊川 202-1 ホワイトパレス拝島 105			
麦わら帽子	福生 2125-3			
ジョブスペース游	福生 2351-1			
就労センター 拝島駅作業所	熊川 1395-1			
就労センター 第2 拝島駅作業所	熊川 1646-1 サンライズマルヤA			
パン工房 モンパルふっさ	福生 2049-5			
わーくあっぷ	武蔵野台 1-11-7			
わーくあっぷ福生西口	本町 123-1 加藤ビル 4階			
グループホームきんもくせい	福生 2351-1			
グループホーム元気	北田園 1-8-6 ウイステリア福生	○		
グループホームけやき	福生 697 第二長寿ビル 106 他			
グリーンオアシス	熊川 738-4			
ニールテラーホーム	福生 1744-3 フォンテーヌ加美 101 他			
泉ハウス	熊川 786-9			
F U S S A 地域福祉事業所 歩っ歩	武蔵野台 2-3-20			
あそぼーよ	南田園 3-5-21 森田ビルA号	○		
ドリームボックス拝島	熊川 202-1 ホワイトパレス拝島 1階			
ぶどうの木	福生 1062-12 AMT 2階			
つなごーよ	南田園 3-18-15 ユタカビル 1階	○		
放課後デイサービス イッピー!	加美平 3-34-5 島田ビル 1階			
児童発達支援 ありんこみらい	加美平 2-19-8 島田第7マンション 1階			

老人福祉施設等

施設名	所在地	要避難地区・要避難範囲		
		浸水想定	土砂災害 警戒	土砂災害 特別警戒
福祉センター	南田園 2-13-1	○		
サンシャインビラ	北田園 1-53-3	○		
福生ことぶき苑	北田園 1-56-1	○		
ヨコタホーム・高齢者住宅サービスセンター武蔵野	福生 2300-4			
第2サンシャインビラ	福生 3244-10	○		
ユーアイビラ	南田園 1-10-3	○		
あじさい北田園・あじさいリハビリテーション	北田園 1-5-9	○		
高齢者マンションサンシャインビラ	熊川 1394-1			
Care Villa 福生	志茂 209-1			
ふそうケアセンター・パステルライフ福生	福生二宮 2461			
リハビリセンターあおぞら	牛浜 88-3			
拝島デイサービスひかり	熊川 1403-1			
樹楽 団らんの家 西多摩	熊川 1414-1			
レコードブック福生志茂	志茂 207			
樹楽 団らんの家 福生	福生 1167-15			
デイサービスセンターあじさい	福生 2050-1			
Happy Family	本町 117-1			
花物語ふっさ	熊川 66-1			
グループホームヨコタ	福生 2266-11			
福生クリニック	加美平 3-35-13			
アシストデイサービス輝	熊川 642-3			
ツクイ福生デイサービスセンター	南田園 2-8-2	○		
高齢者住宅サービスセンター加美	福生 3244-10			
デイサービスあさがお	南田園 1-6-14	○		
福生市高齢者住宅サービスセンター田園	南田園 2-13-1	○		
ゆいま〜る拝島	熊川 1403-1			
有料老人ホームサニーライフ福生	熊川 1658-1			
そんぼの家 福生公園	熊川 853-3			
応援家族福生	加美平 2-4-4			
イリーゼ福生	福生 2303-1			
ディーフェスタクオーレ	本町 87-1			

資料－15 協定関係

【協定一覧表】

No.	協定名	協定締結先	締結年月日	協定の内容
1	災害時の医療救護活動についての協定書	一般社団法人 西多摩医師会	昭和52年7月12日	医療救護活動の協力
2	災害時における応急救護活動についての協定書	東京都柔道整復師会西多摩支部福生地区	平成7年11月21日	傷病者に対する応急救護、衛生材料等の供給
3	震災時等の相互応援に関する協定	東京都25市（八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市）4町（瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村）	平成8年3月1日	食糧、飲料水及び生活必需品等、車両、一時収容施設の提供、職員の派遣等
4	災害時における非常無線通信の協力についての協定書	福生アマチュア無線クラブ	平成8年3月27日	災害情報の収集及び伝達
5	災害時における市施設使用の協力に関する協定	東京消防庁福生消防署	平成11年11月1日	市施設を消防活動等で使用
6	避難所等施設利用に関する協定書	東京都立多摩工科高等学校	平成13年9月1日	施設を避難所等に提供
7	避難所等施設利用に関する協定書	東京都立福生高等学校	平成13年9月1日	施設を避難所等に提供
8	災害時における緊急放送に関する協定書	多摩ケーブルネットワーク株式会社	平成15年4月1日	放送の要請
9	消防相互応援協定書	東京都3市（青梅市、羽村市、あきる野市）4町（瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村）	平成17年7月1日	消防団の相互応援
10	災害時における非常通信の運用に関する協定書	東京消防庁福生消防署	平成20年3月31日	非常通信の協力
11	災害時における生鮮食料品等の供給並びに農地の使用に関する協定書	西多摩農業協同組合	平成20年4月24日	生鮮食料品等の供給、避難・応急仮設住宅建設用地のための農地のあっせん
12	災害時における衛生活動に関する協定書	東京都理容生活衛生同業組合西多摩支部福生地区	平成21年1月16日	理容の実施、理容の資機材・消耗品の提供
13	災害時における応急対策業務に関する協定書	福生市建設防災協力会	平成22年3月10日	応急対策活動の協力
14	災害時における市民等への支援に関する協定書	出光リテール販売株式会社 東京カンパニー	平成22年9月22日	災害対応型給油所における帰宅困難者への支援
15	災害時における燃料等の優先供給に関する協定書	出光リテール販売株式会社 東京カンパニー	平成22年9月22日	燃料等の優先供給
16	避難誘導標識等の設置及び維持管理に関する協定	特定非営利活動法人 都市環境標識協会	平成22年10月26日	避難誘導標識灯の設置及び維持管理

No.	協定名	協定締結先	締結年月日	協定の内容
17	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	平成23年4月14日	災害時の情報交換
18	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局流域下水道本部	平成23年9月30日	し尿の受入れ
19	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	平成25年2月1日	特設公衆電話の設置、利用、管理
20	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定書	社会福祉法人 もくせい会	平成25年3月27日	福祉避難所の開設、受入れ
21	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定書	社会福祉法人 福陽会	平成25年3月27日	福祉避難所の開設、受入れ
22	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定書	社会福祉法人 福寿会	平成25年3月27日	福祉避難所の開設、受入れ
23	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定書	医療法人社団 永進会	平成25年3月27日	福祉避難所の開設、受入れ
24	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定書	医療法人社団 豊寿会	平成25年3月27日	福祉避難所の開設、受入れ
25	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書	一般社団法人東京都助産師会 西多摩助産師会	平成25年3月27日	妊産婦のケア等
26	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書	社会福祉法人 福生市社会福祉協議会	平成25年4月1日	災害ボランティアセンターの設置、運営、資機材等の配備
27	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	東京都水道局	平成25年7月16日	消火栓等からの応急給水及び初期消火活動の実施
28	防災及び災害対策に関する在日米軍横田基地第374空輸航空団と福生市との合意に関する覚書	米空軍第374空輸航空団	平成25年12月4日	防災及び災害対策に関する相互支援態勢の強化・改善
29	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定書	社会福祉法人 あすはの会	平成26年3月31日	福祉避難所の開設、受入れ
30	災害に係る情報発信等に関する協定	LINEヤフー株式会社	平成26年7月22日	災害時の情報発信
31	災害時における自動車等の提供に関する協定書	株式会社ホンダ東京西	平成26年10月3日	災害時の自動車等提供
32	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社マルフジ	平成26年10月3日	災害時の物資提供
33	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書	東京都水道局	平成26年12月26日	災害時給水ステーションにおける応急給水活動
34	災害時における福生市とあきる野郵便局及び福生郵便局の協力に関する協定	あきる野郵便局、福生郵便局	平成27年7月1日	車両、施設の提供、情報の提供等
35	友好交流都市協定書	北海道登別市、滋賀県守山市	平成27年8月6日	相互の応援体制
36	災害時における避難所施設利用に関する協定書	東京都青梅市、東京都羽村市、東京都瑞穂町、西多摩衛生組合	平成27年10月1日	施設を避難所等に提供
37	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人西多摩薬剤師会	平成28年4月28日	医療救護活動の協力

No.	協定名	協定締結先	締結年月日	協定の内容
38	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	株式会社スズケン、アルフレッサ株式会社、酒井薬品株式会社、東邦薬品株式会社、株式会社メディセオ	平成28年4月28日	災害時の医薬品等の調達
39	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書	東京都水道局	平成29年3月31日	応急給水栓の設置及び使用
40	災害時における緊急物資輸送に関する協定書	西多摩運送株式会社	平成30年2月7日	災害時の緊急物資輸送
41	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定	東京都下水道局、東京都26市4町(瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村)、東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合	平成30年10月29日	災害時の下水道管路施設の復旧支援
42	災害発生時における一時滞在施設の運営に関する協定書	福生市商工会	平成31年4月1日	帰宅困難者一時滞在施設の運営
43	災害発生時における一時滞在施設の運営に関する協定書	株式会社コンベンションリンケージ	平成31年4月1日	帰宅困難者一時滞在施設の運営
44	避難所施設利用に関する協定書	シンコースポーツ株式会社	平成31年4月1日	指定避難所の開設・運営
45	災害時における福祉車両の提供に係る協定書	社会福祉法人もくせい会	平成31年4月1日	災害時のストレッチャー可搬車両の借上
46	災害時における福祉車両の提供に係る協定書	社会福祉法人福陽会	平成31年4月1日	災害時のストレッチャー可搬車両の借上
47	災害時における福祉車両の提供に係る協定書	社会福祉法人福寿会	平成31年4月1日	災害時のストレッチャー可搬車両の借上
48	災害時における避難行動要支援者の搬送等の協力に関する協定書	社会福祉法人福生市社会福祉協議会	令和2年7月31日	災害時の避難行動要支援者の搬送
49	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	特定非営利活動法人三宝会	令和2年11月1日	福祉避難所の開設、受入れ
50	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	有限会社オークスプランニング	令和2年11月1日	福祉避難所の開設、受入れ
51	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	特定非営利活動法人ワーカーズユープ	令和2年11月1日	福祉避難所の開設、受入れ
52	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	株式会社ポラリス	令和2年11月1日	福祉避難所の開設、受入れ
53	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	一般社団法人トレイト	令和2年11月1日	福祉避難所の開設、受入れ
54	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	特定非営利活動法人インクルージョン推進機構	令和2年11月1日	福祉避難所の開設、受入れ
55	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	福生産業有限会社	令和3年2月26日	災害廃棄物の処理及び仮置場の運営
56	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	栄晃産業株式会社	令和3年2月26日	災害廃棄物の処理及び仮置場の運営
57	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	株式会社加藤商事西多摩支店	令和3年2月26日	災害廃棄物の処理及び仮置場の運営
58	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	川鍋商事株式会社	令和3年2月26日	災害廃棄物の処理及び仮置場の運営
59	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	有限会社佐々木産業	令和3年2月26日	災害廃棄物の処理及び仮置場の運営

No.	協定名	協定締結先	締結年月日	協定の内容
60	災害時における応急対策業務に関する協定書	西多摩電設工業協同組合	令和3年6月1日	災害時の公共施設の電気設備の復旧
61	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	トヨタ S & D 西東京株式会社	令和3年8月4日	災害時の電気自動車の提供
62	風水害時における福生市民生委員・児童委員協議会による避難行動要支援者の支援等の協力に関する協定書	福生市民生委員・児童委員協議会	令和3年10月14日	風水害時の避難行動要支援者の避難救援活動の支援
63	災害時における相互連携に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	令和3年11月5日	災害時の情報連携等の相互協力
64	東京都及び区市町村相間の災害時等協力協定書	東京都、東京都 23 区 26 市 13 町村	令和3年12月27日	職員の応援派遣、施設の提供・あっせん、物資支援等
65	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	カインズ株式会社	令和5年4月25日	災害時の生活物資の供給支援

資料-16 被害状況等報告基準

(1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	全壊、全焼、全流失	住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通り再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。	
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	
	半壊、半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜った程度のもの
田畑被害	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの	
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害	
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害	
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路	

害		の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの
		流失	流失し、所在が不明となったもの
破損		修理しなければ航行できないもの	
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚しく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの	
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの	
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの	

(2) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
被災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
被災者	被災世帯の構成員をいう。

資料-17 災害救助法による救助の内容等

令和5年6月20日現在

救助の程度及び方法		救助の期間	
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
避難所及び応急仮設住宅の供与	<p>避難所</p> <p>1 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>2 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	<p>1 費用は、1人1日当たり340円とし、その費用の種類は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 法第4条第1項第1号の避難所 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費</p> <p>(2) 法第4条第2項の避難所 災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金及び光熱水費</p> <p>2 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p>	<p>法第4条第1項第1号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。</p>
	<p>応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。))又はその他適切な方法により供与する。</p>	<p>1 建設型応急住宅</p> <p>(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。</p> <p>(2) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。</p> <p>(3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>(4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できる。</p> <p>(5) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>2 賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの</p>	<p>1 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。</p> <p>2 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p> <p>3 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限内とする。</p>

			として、地域の実情に応じた額とする。	
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。 2 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,230円以内とする。	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。) 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり1又は2の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもつて決定する。	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
医療及び助産	医療	1 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。 2 医療は救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。 3 医療は、次の範囲内において行う。 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護	医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。	医療を実施できる期間は、災害の発生の日から14日以内とする。
	助産	1 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。 2 助産は次の範囲内において行うものとする。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。	助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。
被災者の救出		災害のため現に生命若しくは身体が	被災者の救出のため支出できる費用は、	被災者の救出期間

	危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	は、災害発生の日から3日以内とする。
被災した住宅の応急修理	住宅の応急修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 1 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(前号に該当する者を除く。)	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次の額以内とする。 1 2に掲げる世帯以外の世帯 706,000 円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円	住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与	1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもって行うものとする。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品	学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童1人につき4,800円 中学校生徒1人につき5,100円 高等学校等生徒1人につき5,600円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については、15日以内とする。
埋葬	1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つぼ及び骨箱	埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人219,100円以内、小人175,200円以内とする。	埋葬を実施できる期間は、災害の発生の日から10日以内とする。
死体の捜索	死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の捜索のため、支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
死体の処理	1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。 2 死体の処理は、次の範囲内におい	死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以	死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

	て行うものとする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 3 検案は、原則として救護班によって行うものとする。	内の額とする。 2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は1体当たり 5,500円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 3 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。	
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(障害物)の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,700百円以内の額とする。	障害物の除去の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。 (1) 被災者(法第4条第2項の救助にあつては避難者)の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分	救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

区分	季節	世帯区分					
		1人世帯(円)	2人世帯(円)	3人世帯(円)	4人世帯(円)	5人世帯(円)	6人以上1人増すごとに加算する額(円)
住家の全焼、全壊又は流出により被害を受けた世帯	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,200
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

資料-18 り災証明書

<h2 style="margin: 0;">り 災 証 明 書</h2>						福総防り証第 ー 号 年 月 日					
世帯主住所											
世帯主氏名						世帯人員 人					
り 災 状 況	災害の原因		年 月 日				による				
	り災者住所										
	り災者										
	り災者区分										
	り災場所										
	り災物件種別										
世帯構成											
氏 名		続柄		年 齢		氏 名		続柄		年 齢	

り 災 程 度	区 分							
	参 考							
	その他							

上記のとおり、り災したことを証明する。

年 月 日

福生市長 印

資料-19 被災届出受理証

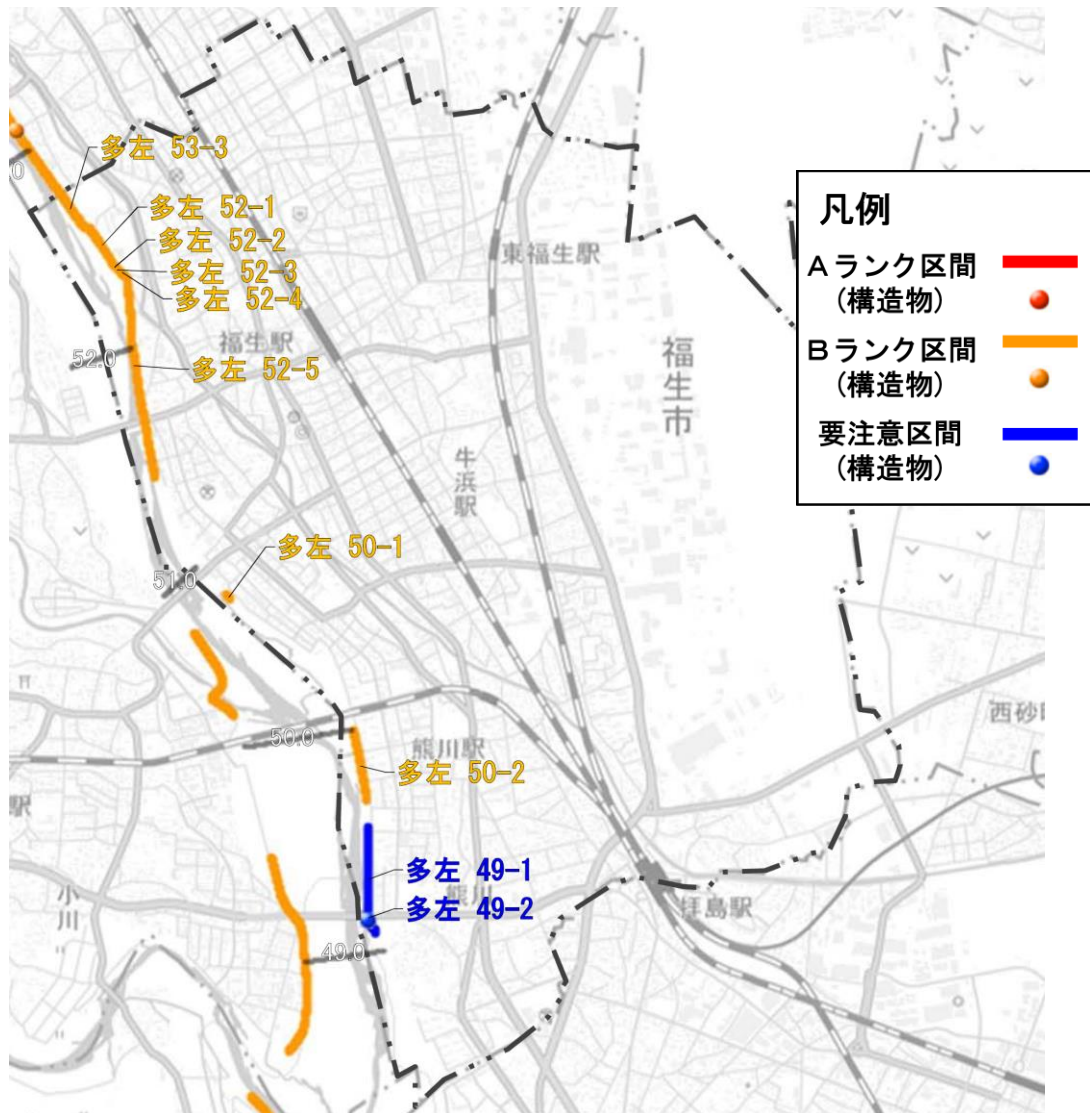
被災届出受理証		福総防被証第 ー 号 年 月 日
住 所		
氏 名		
被災 状 況	災害の原因	年 月 日 による
	被災住所	
	被災物件	
特 記 事 項		

被災 程 度	被災内容	
	そ の 他	
備 考		

<p>上記のとおり、被災の状況を受理したことを証明する。 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福生市長 印</p>	
---	--

資料-20 多摩川重要水防箇所

対象番号	種別	階級	軒杭位置
多左 53-3	水衝洗堰	B	53.0k +100m 52.4k +100m
多左 52-1	堤体漏水 水衝洗堰	B	52.4k +100m 52.2k +187m
多左 52-2	堤体漏水 水衝洗堰 旧川跡	B 要注	52.2k +187m 52.2k +130m
多左 52-3	堤体漏水 旧川跡	B 要注	52.2k +130m 52.2k +125m
多左 52-4	堤体漏水	B	52.2k +125m 52.2k +100m
多左 52-5	水衝洗堰	B	52.2k +100m 51.4k + 0m
多左 50-1	(重点) 水衝洗堰	B	50.8k + 31m 50.8k + 0m
多左 50-2	水衝洗堰	B	50.0k + 0m 49.6k + 90m
多左 49-1	旧川跡	要注	49.4k +175m 49.0k +114m
多左 49-2	陸開	要注	49.2k + 0m



資料-21 土砂災害警戒区域

(令和5年3月28日現在)

土砂災害警戒区域 …急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、都道府県知事が指定する区域

土砂災害特別警戒区域…急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、都道府県知事が指定する区域

指定区域

No.	町会・自治会名	所在地	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の有無	区域番号
1	熊川住宅、南	福生市熊川	急傾斜地の崩壊	有	218001-K001
2	南	福生市熊川	急傾斜地の崩壊	有	218001-K002
3	南	福生市熊川、南田園一丁目	急傾斜地の崩壊	有	218001-K003
4	南田園一丁目、内出、鍋ヶ谷戸第一	福生市熊川、南田園一丁目	急傾斜地の崩壊	有	218001-K004
5	鍋ヶ谷戸第一、南田園一丁目、南田園二丁目	福生市熊川、南田園一丁目、南田園二丁目	急傾斜地の崩壊	有	218001-K005
6	鍋ヶ谷戸第一、鍋ヶ谷戸第二、南田園二丁目	福生市熊川、南田園二丁目	急傾斜地の崩壊	有	218001-K006
7	鍋ヶ谷戸第二、南田園二丁目	福生市熊川、南田園二丁目	急傾斜地の崩壊	有	218001-K007
8	熊川牛浜、南田園三丁目	福生市熊川、南田園三丁目	急傾斜地の崩壊	有	218001-K008
9	牛浜第一志茂第一	福生市牛浜、北田園一丁目	急傾斜地の崩壊	有	218001-K009
10	牛浜第一志茂第一	福生市福生、牛浜、北田園一丁目	急傾斜地の崩壊	有	218001-K010
11	加美	福生市福生	急傾斜地の崩壊	有	218001-K011
12	加美	福生市福生	急傾斜地の崩壊	有	218001-K012
13	加美	福生市福生	急傾斜地の崩壊	有	218001-K013
14	加美	福生市福生	急傾斜地の崩壊	無	218001-K014
15	加美	福生市福生	急傾斜地の崩壊	無	218001-K015
16	加美	福生市福生	急傾斜地の崩壊	有	218001-K016
17	加美	福生市福生	急傾斜地の崩壊	無	218001-K017

資料-22 注意報・警報等の種類・発表基準

令和5年6月8日現在

府県予報区：東京都				
一次細分区域：東京地方				
市町村等をまとめた地域：多摩西部				
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 28	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 199	
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	多摩川 [調布橋]
	暴風		平均風速 25m/s	
	暴風雪		平均風速 25m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ 12 時間降雪の深さ 20cm	
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		表面雨量指数基準 20	
			土壌雨量指数基準 143	
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準※	多摩川流域= (12, 41.2)
			指定河川洪水予報による基準	多摩川 [調布橋]
	強風		平均風速 13m/s	
	風雪		平均風速 13m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ 12 時間降雪の深さ 5 cm	
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥		最小湿度 25% で実効湿度 50%	
	なだれ			
	低温		夏期：平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
	霜		4 月 10 日～5 月 15 日 最低気温 2℃以下	
着氷・着雪		大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm		

※ (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

福生市地域防災計画（令和5年度修正）

令和6年2月

発行 福生市防災会議

（事務局）福生市総務部防災危機管理課

住所：東京都福生市本町5番地

電話：042-551-1638